

# 奨学金給付規程

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、一般財団法人地域育成財団（以下「本財団」とする。）の奨学金給付に関し必要な事項を定めるものとする。

### (受給資格)

第2条 本財団の奨学生となる者は、日本国内の大学又は大学院等に在籍する学生で、地域社会との具体的な関係性の中で、学び、課外活動、地域における実践その他これに準ずる活動を通じて、主体的かつ継続的に関与してきた実績を有し、かつ、将来にわたり当該地域に主体的に関与し続け、地域に価値の循環を生み出そうとする明確な意思を有する者であって、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 日本で学ぶ日本人学生及び外国人留学生で、応募時点で満25歳以下の者
- (2) 経済的に恵まれず、修学が困難な者
- (3) 親権者(または未成年後見人等)の同意を得ている者又は親権者に準ずる推薦人の推薦を受けている者
- (4) 本人及び生計を一にする家族が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員ではないこと。

2 前項の適用については、本財団以外の機関から貸与または給付される奨学金との併用は可とする。

### (奨学金の給付期間及び金額)

第3条 奨学金の給付期間は、奨学生に採用したときからその者の在籍する学校の最短修業年限の終期（最大6年）までとする。

- 2 事業年度ごとの奨学金の給付総額及び支給対象となる最大人数は、理事会の承認を受け決定する。
- 3 一人当たりの奨学金給付月額は5万円とする。
- 4 奨学金の使途は、修学に資するものとする。
- 5 奨学金は、第11条の規定に該当する場合を除き、返還を要しない。

## 第2章 奨学生の採用及び奨学金の交付

### (奨学生出願手続)

第4条 奨学生志望者は、本財団の定める方法により申込を行うものとし、本財団のホームページ上の応募フォームより日本国内の大学等で学ぶ学生から直接申請を受け付ける。

2 奨学生志望者は、次の各号に掲げる書類（以下「申込書類一式」とする。）を、本財団が指定する方法により提出するものとする。

- (1) 奨学生申込書
- (2) 本財団が指定する課題

- (3) 個人情報の取扱いに関する同意書
- (4) 在学証明書
- (5) その他本財団が指定する書類

(奨学生の決定)

第5条 本奨学生は、学識経験者等を含む奨学生選考委員会による選考を経て、理事会にて決定する。

(決定通知及び採用書類の提出)

第6条 前条の規定により奨学生が決定したときは、奨学金を志願する者に通知する。  
2 奨学生として採用された者は、次の各号に掲げる書類を、本財団が指定する方法により提出するものとする。

- (1) 誓約書
- (2) 振込口座届出書
- (3) その他本財団が指定する書類

(奨学金の給付)

第7条 奨学金の給付は、奨学生が本財団に届け出た預貯金取扱金融機関の奨学生本人名義の預金口座に、年2回に分割して振り込む方法により行う。ただし、外国人留学生で、日本の大学又は大学院に在籍する期間が1年間に満たない場合は、在籍する月分の奨学金を本財団の指定する月に振込むものとする。なお、振込手数料は、本財団の負担とする。

(奨学金の給付の停止)

第8条 奨学生が休学、または長期にわたって欠席、15日以上の留学したときは当該期間、奨学金の給付を停止することができる。

(奨学金の給付の復活)

第9条 前条の規定により奨学金の給付を停止された者が、その事由が消滅し願い出たときは、奨学金の給付を復活することができる。

(奨学金の打切り)

第10条 奨学生が、次の各号の一に該当すると認められる場合は、理事長は理事会の承認を経て、奨学金の給付を打切ることができる。

- (1) 奨学金の申請書に虚偽の記載があったとき
- (2) 休学、停学、留年及び退学したとき
- (3) 傷病疾病などのため成業の見込みがなくなったとき
- (4) 奨学金を支給目的に沿わない用途に使用したとき
- (5) 指定された書類を提出しないとき
- (6) 奨学金の給付を受けることを辞退したとき

- (7) 奨学生として応募目的に沿わない事実があったとき
- (8) 奨学生の義務を履行していないと判断されたとき
- (9) その他奨学生として適当でない事実があったとき

(奨学金の返還請求)

第11条 本財団は、奨学生が前条の各号の一に該当し、かつ、故意による重大な違約が認められた場合は、理事会の承認を経て、当該期間に給付した奨学金の一部又は全部の返還を求めることができる。なお、返還に要する振込手数料は奨学生の負担とする。

### 第3章 奨学生の義務

(奨学生の励行)

第12条 奨学生は、学業に励むとともに適正な生活と言動を心がけるものとする。

2 本財団からの次の各号に掲げる依頼・協力要請について、特段な事由がない限り、協力するものとし、協力できない場合は本財団の定める方法にて、事由を報告するものとする。

- (1) 本財団が企画する行事への参加
- (2) 本財団が要請する面談への参加
- (3) 本財団が要請する活動状況の報告
- (4) その他奨学生への取材・撮影、記事執筆

3 奨学生の義務を履行していないと判断された場合は警告を行い、連続して警告に該当する等、改善が見られない場合は、奨学金の給付を打切ることがある。

4 受給終了後においても、前項各号に掲げる依頼・協力要請について、積極的に協力するものとする。

(奨学金受領書の提出および生活状況等の報告)

第13条 奨学金の交付を受けた奨学生は、直ちに受領書を提出しなければならない。

2 奨学生は、本財団の指定する時期に在学証明書及び生活状況報告書を本財団の定める方法にて提出しなければならない。ただし、卒業に当たっては、在学証明書に替えて、卒業証明書を提出しなければならない。

3 前項の生活状況報告書の内容が、本財団の奨学生の義務を履行していないと判断された場合は警告を行い、連続して警告に該当する等、改善が見られない場合は、奨学金の給付を打切ることがある。

(届出)

第14条 奨学生は、次の各号の一に該当する事由が生じた場合は、遅滞なく本財団の指定する方法により本財団に届け出なければならない。

- (1) 退学し、または転学、転部したとき
- (2) 停学その他の処分を受けたとき
- (3) 休学または長期にわたって欠席したとき

- (4) 15日以上の短期留学したとき
- (5) 留年または復学したとき
- (6) 本人または保護者の住所、氏名、電話番号等を変更したとき

#### 第4章 補則

(規程の改廃)

第15条 この規程の改廃は、理事会において行う。

(実施細則)

第16条 この規程の実施について必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

本規程は、2021年5月1日から施行する。

本規程は、2023年3月23日から施行する。

本規程は、2024年2月5日から施行する。

本規程は、2026年3月24日から施行する。

なお、第3条第1項及び第3項の規定は、2026年4月以降に奨学生に採用された者に適用し、既に奨学生として給付を受けている者は改訂前の規定をそれぞれ適用する。